

物価高騰対応農業用機器等導入支援事業費補助金（随時募集） 申請用チェック表
令和8年 月 日

氏名：_____

すべての□に✓を入れて、他の申請書類と共に提出してください。

提出書類

提出書類の確認ができましたら、左の□に✓を入れてください。注意事項を記載した裏面も確認してください。

✓	書類名	注意事項	備考	事務局 確認欄
☐	(1) 【第1号様式】交付申請書		記入の際には、記載例を確認すること。	☐
☐	(2) 【第2号様式】事業計画書		別紙2～4参照	☐
☐	(3) 【第3号様式】収支予算書			☐
☐	(4) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（農業または畜産経営体向け）【第4-1・4-2号様式】	どちらか該当するものを提出		☐
☐	(5) 「市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書(写)」又は、【第5号様式】「市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書」		【第5号様式】別紙5参照	☐
☐	①【第6号様式】補助金振込先指定届	(5) ②の内容と合致するもの		☐
☐	(6) ②補助金振込先に関する情報が分かる書類(写)	金融機関名、口座番号、名義人、フリガナ等が分かる書類（預金通帳(写)等）記載事項が鮮明に見えるもの		☐
☐	(7) 見積書（写） ※見積有効期限が交付申請日を含むものに限る。	実際の金額で提出すること	「資材」の購入、「修繕」や「消耗品」、「部品」等の交換は対象外	☐
↓ (8) ①は必須、②、(8) は該当する場合は✓				
☐	(8) ①購入機器の性能が記載されているカタログ等	・比較項目として使用する場合は、該当の処理能力の箇所にマーカー等で色をつけて示す。		☐
☐	②既存機器の性能が記載されているカタログ等	・既存機器等より処理能力が1.3倍以上向上することが明記されていること。	既存機器の更新、複数台目の購入の場合	☐
☐	(8) ②メーカー・販売先等に問い合わせたうえで、署名をもらった書類（任意様式「処理能力確認書」等）	・該当の処理能力の箇所にマーカー等で色をつけて示す。		☐
☐	(9) 既存機器の写真	・機器全体がわかるもの ・型番がわかるもの の2種	既存機器の更新、複数台目の購入の場合	☐
↓ (10) ①～②いずれか1つに✓				
☐	(10) ①農業経営改善計画認定書の写し	申請日が「認定の有効期間内」の認定書のみ対象。	認定農業者	☐
☐	(10) ②青年等就農計画認定書の写し	有効期間が記載されている認定書かつ、申請日が「認定の有効期間内」の認定書のみ対象。	認定新規就農者	☐
↓ (11) ①～④のいずれか1つに✓				
☐	(11) ①農業経営収入保険に加入済みであることを証明する書類等（写） ※保険証書等	令和7年又は令和8年を対象（法人の場合は令和7年度又は令和8年度を対象） ※令和9年(度)は対象外	【①・④新規加入者について】 保険証書や共済証券等の加入済みの証明書が届いていない場合は、交付申請書の提出日より以前の日付の申込の受付印等がある加入申請書や加入申込書を提出すること。	☐
☐	(11) ②施設園芸セーフティネット構築事業に加入済みであることを証明する書類等（写）	令和7年度又は令和8年度が対象 提出する場合は事前に、農業振興課へ連絡をすること。 提出方法を指示します。 (TEL:053-457-2331)		☐
☐	(11) ③配合飼料価格安定基金に加入済みであることを証明する書類等（写）	令和8年度が対象		☐
☐	(11) ④園芸施設共済に加入済みであることを証明する書類等（写） ※共済証券等	令和7年度又は令和8年度が対象 ※令和9年度は対象外		☐
☐	(12) 物価高騰対応農業用機器等導入支援事業補助金申請用チェック表（本チェック表）	すべての項目を確認したうえでチェック、日付、氏名を記入		☐
☐	(13) その他、浜松市が必要であると判断した書類	指示があった場合のみ提出		☐

裏面の確認も同じく行って下さい。

注意事項

(裏面)

注意事項を確認し、チェックを入れてください。

✓	注意事項
□ ①	裏面提出書類（(1), (5), (6), (7), (10), (11), (12)）の氏名はすべて同一申請者名で統一されていること。（申請者と異なる提出書類がある場合は、必ず事前に農業振興課（053-457-2331）にご相談ください。）
□ ②	申請受付期間は令和8年8月24日～令和8年11月30日です。期間外の申請は受け付けません。 ※宛先は次の通りです。住所を間違えないこと。 宛先：浜松市役所 農業振興課 宛 住所：〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2 ※「交付申請」在中 と明記すること
□ ③	1申請にあたり、1機器のみの申請となります。複数機器の購入は対象外です。
□ ④	申請機器は、農業経営において省力化、生産性向上、付加価値向上等が見込まれる機器であり、現状よりも処理能力（作業効率、作業能力等）が1.3倍以上向上することができるものであること。
□ ⑤	更新または複数台目の購入の場合は、既存機器のカタログの添付をするか、メーカー・販売店等に問い合わせた上で処理能力を明記した参考様式「処理能力確認書」に署名してもらい、添付すること。（確認先独自様式も可）
□ ⑥	全申請者の補助総額が予算を超えた場合は、予算内で按分するため申請補助金額より補助額は減額します。
□ ⑦	補助対象期間（交付決定日から、令和9年1月29日まで）の間に、発注・納品・支払い・実績報告（領収書・写真を添付）を必ず行うこと。 ※口座引落の場合は、その口座の引落日が補助対象期間内であること
□ ⑧	実績報告書(第14号様式)について、当該補助事業完了後30日以内に提出すること。 (最終提出：令和9年1月29日)
□ ⑨	対象外の経費・物品を申請内容に含めていません。 【対象外となるものの例】 ・太陽光や太陽熱利用設備、蓄電池の設置、カーテン・ビニール・被覆材等の「資材」の購入 ・施設または施設付帯設備 ・アタッチメント単体 ・「修繕」や「消耗品」、「部品(パーツ)」等の交換 ・複数台同時購入
□ ⑩	補助金額の減額ならびに機器等の型番の変更をしようとする場合は、 変更承認申請書(第9号様式) を提出すること。
□ ⑪	市税を完納していること。（完納していない場合は、補助金を受けることができません）
□ ⑫	令和8年度において、補助事業と同一の事業にて、他の助成制度による財政的支援を行けた事業、又は受ける見込みのある事業でないこと。
□ ⑬	4月の1次募集で交付決定を受けていないこと。
□ ⑭	補助金の収支に関する帳簿及び関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了後、10年間保管しなければなりません。
□ ⑮	本申請に関し、浜松市から検査・報告等の求めがあった場合は、これに応じること。
□ ⑯	申請者その他の提出書類の内容に虚偽がなく、偽りその他不正な手段による申請ではありません。また、万一虚偽があった場合その他交付決定の取消事由に該当したときは、浜松市に対して補助金を返還します。